介護予防・日常生活支援総合事業のうち介護予防・生活支援サービス事業における新型コロナウイルス感染症の発生に伴い休業した場合等の報酬の算定ついて

集団指導会【資料４】

令和５年７月14日（金）

一関地区広域行政組合

新型コロナウイルス感染症等の発生に伴い、休業などの措置を講じた場合の介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス・通所型サービス）の報酬算定は以下の取り扱いとしてください。

報酬算定の取り扱い内容

１　事業所が休業等（保健所等からの要請や自主休業、事業所の判断で利用を控えてもらい、ケアプランに位置付けられた回数を行えなかった場合も含む）を行った場合。

　①　休業の影響を受けず、適切な利用回数等のサービス提供を受けた利用者は日割り計算を行わず月額報酬とする。

　②　休業の影響を受けた利用者が、利用日の変更を希望することにより、ケアマネージャー（地域包括支援センター含む）が利用者の自立支援の観点からケアプランに基づく適切な回数を提供すべきと判断し、日にちを変更してサービスを行った場合は月額報酬による算定を可能とする。

　③　通所型サービス事業所が利用者の意向を確認したうえで代替サービスやあらかじめケアプランに位置付けられた利用日に電話により、健康状態、直近の食事内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について電話により確認し記録に残している場合は月額報酬による算定を可能とする。

　④　上記①から③以外の場合日割り計算を行う。新型コロナウイルス感染症により事業所が休業し実働できなかった期間（日数）を算定から除く。

　　　なお、年末年始、祝日、ＧＷ、お盆等、各事業所の運営規程等での休日を設定している場合は日割りの対象から除き、休日として設定していない場合は日割りの対象期間とする。

２　利用者が感染予防等のために自らサービス利用の休止を判断した場合

　日割り計算は行わず月額報酬による算定を可能とする。

適用日

令和５年４月１日から当面の間